

ゆとりのある労働環境整備行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画： 2025年4月1日～2026年3月31日までの1年間

2. 目標

- 1) ノー残業デイを平均月に10日以上実施する。
対策： 2025年4月1日より、社長決裁により、口頭及び書面の貼りだしにて周知徹底
- 2) 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間6日以上とする。
対策： 2025年4月1日より、社長決裁にて、全員取得のため、計画年休日を計6日（半休日12日）設定し、口頭及び書面の貼りだしにて周知徹底
- 3) 将来的に育休取得率を100%及び1か月以上の育休取得を目指し
育児休業制度・給付金等の周知をする。
対策： 2025年4月1日より、社長決裁により、口頭及び書面の貼りだしにて周知徹底